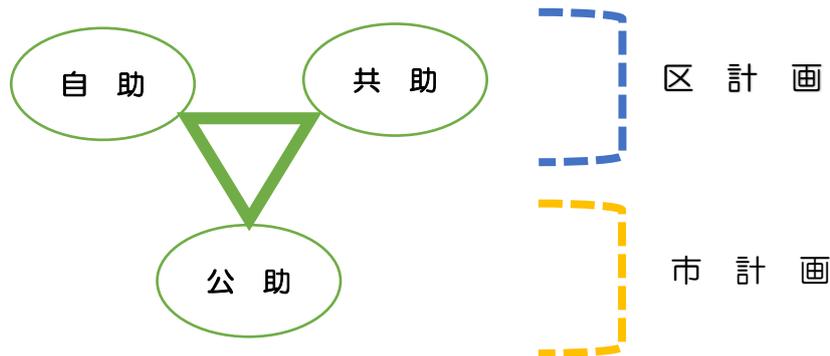


中央区支え合いのまち推進協議会について

1 「中央区支え合いのまち推進計画（地域福祉計画）」について

（市計画）・・・「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」
 （区計画）・・・「中央区支え合いのまち推進計画（第5期中央区地域福祉計画）」

- ◆この計画は、社会福祉法の「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。千葉市では市域も広く、区によって異なる地域の実情を反映するため、区ごとに計画を策定する「区計画」と、あわせて各区の共通の基本理念や意義を持ち込んだ「市計画」の両者を策定するスタイルを取っています。
- ◆「区計画」は、主に「自助（自分のことは自分で行う）」・「共助（地域住民同士の支え合い）」を中心に計画策定を行うコンセプトになっています。その為、計画策定にあたっては区内の地域住民や様々な地域福祉関係者の参加を得て策定しています。



- ◆この計画は平成18年度より開始されており、第3期計画からは「支え合いのまち推進計画」と名称を変更し、社会福祉協議会地区部会を各地域（地区部会エリア）の取り組みを推進する中核的組織として位置づけています。

2 「中央区支え合いのまち推進協議会」について

「中央区支え合いのまち推進協議会」は、上記計画の円滑な推進を図る目的で、設置されています。同協議会は、計画の策定、取組み状況把握、地域福祉の活動団体間の情報共有・連絡調整等の役割を担っています。

- ・委員は、地域住民、地域福祉活動者、社会福祉事業者等が構成員となる。
- ・委員の任期は3年間（現任は、～令和7年3月31日まで）

3 「第5期中央区支え合いのまち推進計画（R4年度～R8年度）」について

本計画は令和3年度中に策定されましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により地域での各種活動が中止や縮小を余儀なくされ、計画策定の協議・検討のための会議も開催し難い状況でありました。今後の感染拡大状況に応じて、地域の取組みの一部について柔軟に見直しを図っていけるよう、(1)「区の現状」、(2)「区の課題」の明示と、(3)「基本理念(目標)」、(4)「基本方針」の柱のみの策定としました。

(5)「施策(取組み)の方向性」、(6)「具体的な取組み」、(7)「重点取組項目(地区)」は、十分な検討期間の確保が必要であるため、計画がスタートする令和4、5年度に順次協議・検討を進め、令和6年度の間見直しの段階で策定することとしています。

※それまでは第4期計画を参考に、工夫しながらできることに取り組むこととしています。

